

主 な 農 業 制 度 資 金

令和7年12月18日現在

[illegible]

※1 貸付利率は、国が資金ごとに毎月定めたものを適用（平成27年1月22日現在）
 ※2 農山漁村6次産業化対策事業費補助金（6次産業化推進整備事業に限る。）の補助助成として活用する場合に限り、貸付当初10年間に乗補助
 ※3 人・地・地づくりに地域の中核となる経営体として位置づけられた認定受業者が借入した場合に、農林水産省定期金融協会の利子助成により貸付当初5年間の無利子化（融資枠の範囲内。）
 ※4 事業費を支援資金にあつては、取引先金融機関からの要請がある場合及び民間金融機関の融資が困難と認められた場合には、100%
 ※5 農協を通じて融資の場合は保証を付すことができる。
 ※6 市町村に於ける青年等就農計画の認定を受けた者、ただし、青年等就農資金は、認定受業者となった時点で新たな借入が不要となる。
 ※7 青年等就農計画の認定を受けた者又は旧取得促進法第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けた者（経営開始後5年以内かつ認定後10年以内の者に限る。）
 ※8 認定新規就農計画が農地等又は未開地の取得のために借入する場合、かつ500万円以上の借入がある場合は、置換期間は5年以上とする。

△ 機械の賃借料に限る。

△ 認定農業者へのみ対象

※12 農業生産活動に直接要する経費が総事業費の概ね1/2以上を占めていれば貸付可能

※13 経営開始年初年度より経営規模拡大時に限る

△ 14 認定就農計画における所得目標、技術評価などの要件を満たす者に限る。

また貸付限度額の4倍の金額を貸付限度額とする。

△ 貸付を受ける法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。に受け入れる等。

※9 畜産経営又は施設園芸経営を含む経営の場合は、記載された貸付限度額の1.5倍の金額を貸付限度額とする。

※10 エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い生産方式の導入に関する計画を作成し、認定された者。

※11 農業改良資金融資法第4条に規定する特定地域資金の貸付を受ける者等。